

～12月はハラスメント撲滅月間です～

ハラスメントでお困りの

労働者

企業担当者

就職活動中の学生

インターンシップ中の方

求職者

の皆さん

## ハラスメント対応特別相談窓口にご相談ください！

開設期間：令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）

インターンに来ているけど、担当者から**暴言**を繰り返される…



毎日、みんなの前で叱られて辛い…



セクハラについて会社の担当者に相談したら「**当事者同士で解決しろ**」と言われた



パワーハラ被害を受けていると相談があったが、会社としてどのように**対応すべきか**？



妊娠を報告したら、妊婦がいると周りが気を遣うから**迷惑だ**と言われた



こんなお悩みはありませんか？

採用担当者からスマホに毎日のように**個人的な誘い**の連絡が入る…



OB訪問をしたらしつこく食事や飲み誘われ、**交際を迫られた！**

職場のパワーハラ、セクハラ、いわゆるマタハラの相談のほか、就職活動中の学生等からのハラスメント相談、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関する相談、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談にも対応します。

### 兵庫労働局ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時00分～17時00分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **078-367-0820**

場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3(クリスタルタワー15階)

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

【労働者等からのパワーハラ相談は、総合労働相談コーナーでお受けしています】

電話番号 **078-367-0850**（指導課内）または最寄りの労働基準監督署の総合労働相談コーナー（裏面）へ



# 令和4年4月1日から職場におけるパワーハラスメント防止措置が、 全ての企業の義務となります！

中小企業におかれては、令和4年3月31日までは努力義務ですが、早めの対応をお願いします。  
セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、すべての  
企業に既に義務付けられています。

## ◆ パワーハラスメントとは

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## ◆ セクシュアルハラスメントとは

性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、労働者の意  
に反する性的な言動

## ◆ 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントとは

労働者が妊娠・出産したこと、育児休業等の制度の申出や利用したことに対して、その上司や同  
僚が行う就業環境を害する嫌がらせ

## ★労働基準監督署 総合労働相談コーナー電話番号一覧★

当該コーナーの開設時間は、平日9時00分～17時00分です。

監督署名	電話番号	事業場の所在地
神戸東	078-389-5345	神戸市のうち灘区・中央区
神戸西	078-570-0085	神戸市のうち兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・西区
尼崎	06-7670-4926	尼崎市
姫路	079-256-5793	姫路市・宍粟市・たつの市・神崎郡・揖保郡
伊丹	072-772-6224	伊丹市・川西市・三田市・丹波篠山市・川辺郡
西宮	0798-26-3733	西宮市・芦屋市・宝塚市・神戸市のうち東灘区
加古川	079-458-8467	明石市・加古川市・三木市・高砂市・小野市・加古郡
西脇	0795-22-3366	西脇市・加西市・丹波市・加東市・多可郡
但馬	0796-22-5145	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡
相生	0791-22-1020	相生市・赤穂市・佐用郡・赤穂郡
淡路	0799-22-2591	洲本市・淡路市・南あわじ市